
監 査 公 表

監査公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、令和7年1月7日 土佐市 Aから提出のあった高知県職員措置請求について監査を行い、同年3月7日に監査結果を通知したので、同条第5項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年3月28日

高知県監査委員	横山文人
同	上田貢太郎
同	奥村陽子
同	五百藏誠一

（請求人氏名を「A」、企業名を「B」としたほかは原文のまま登載）

高知県職員措置請求監査報告書

第1 監査の請求

1 高知県職員措置請求書の提出

令和7年1月7日

2 請求人

土佐市 A

3 請求の内容（原文登載）

請求人提出の高知県職員措置請求書による措置内容及び請求の理由は、次のとおりである。

（1）措置内容

補助事業者である公益財団法人高知県産業振興センター（以下「センター」という。）に対して高知県（以下「県」という。）が支出した令和5年度高知県新事業チャレンジ支援事業費補助金のうち、間接補助事業者である株式会社B（以下「B」という。）にセンターが支出した補助金2,500万円（以下「本件補助金」という。）の県への返還を求める。

（2）請求の理由

Bは、香南市周辺で産業廃棄物の収集運搬業を行っていたが、令和5年7月頃、産業廃棄物の中間処理事業に

進出するため、産業振興センターが実施する令和5年度高知県新事業チャレンジ支援事業費補助金交付要領に基づく補助金を活用した焼却炉の整備と廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び高知県産業廃棄物処理指導要綱（以下、「指導要綱」という。）に基づく処理業許可の一体的取得を目指した。

ところが、指導要綱第6条第2号に定める地域住民1名（以下、「同意対象者」という。）の同意が得られなかった。

そこで、Bは、令和5年7月9日と11日に同意対象者とは関係ない施設計画敷地境界から300m外の2者から「計画についての説明書&誓約書」を取得し、同項同号に定める2/3の者の同意を得たと偽計し県環境対策課に提出した。

（※西側の対象外2者を同意対象者とするために、計測起点を進入路入口として300mを計測、南側は、空き家）

その後、Bは、同意対象者から令和5年11月4日付で「説明ききました」との記載を得たことから、この書面に「周辺住民説明に関する追加報告」を添付し、同意書と称して、県環境対策課に提出した。

令和6年に入り、地域でBへの不信、不安が高まる中、同意対象者は自身の記載した内容が同意書として扱われていることを知り、令和6年4月27日付で、「説明ききました」との記載は「同意したものではありません。」との書面を送付し、更に法的な否定が必要と考え、同年6月15日付、民法第96条第1項の規定に基づき「意思表示の取り消し通知」を送付せざるを得なかった。

この取り消し通知と前後して、Bは、既に提出済みの「周辺住民説明に関する追加報告」の内容を書き直し、「説明を聞いて同意したと書くから…」との虚偽記載を追加して県環境対策課の公文書（書面）を差し替えた。

このように同意対象者や地域住民の理解が得られない状況が続き、処理業許可に係る事務が遅滞した。

一方、令和6年2月1日付の高知新聞に「土佐市に産廃施設計画 住民不安視 業者は安全性強調」との見出しで産廃記事が掲載されたことを受け、県工業振興課と産業振興センターが協議した同年2月6日付、「土佐市での廃棄物処理施設について」の書類によると、補助金

審査に最も重要な「許認可手続きの完了」と「周辺住民の同意」を除外している。これでは、全く「実現可能性」の審査が出来ないこととなる。

また、「サービスの新規性」については、Bの補助申請内容は、他事業への進出であり、かつ産廃中間処理は単純焼却であるため、新規性など全く無い。「市場性」等についても、循環型社会形成の国策に反するのみならず、SDGs社会の中で、CO₂の発生及びPM_{2.5}やダイオキシン類の公害が懸念される焼却処理であるため、発注者（産廃発生者）のイメージにも影響するため、そのニーズ、市場性は限定的である。

このように、産業振興センターの補助金審査は実質、無審査状態だったと推察される。

なお、特筆すべきは、事業計画名である。補助申請内容とは無関係の「環境循環型社会の実現」を謳った計画は、中身の無い、偽計看板だと指摘せざるを得ない。

令和5年12月7日、2基の煙突が突如出現し、地域住民の疑問と不安が渦巻いた。

指導要綱第3条第2項は、地域住民への事前説明を義務付けているが、Bは、煙突は「設置許可の要らない自家処理用である。」との風説を流布し、その責務を逃れて来た。

そのため、12月28日（※焼却炉搬入設置は12月7日）に土佐市から要求があるまで、地元説明を行う考えが無かったのである。

更に、住民の諦めムードを醸すため、「既に許可が出ることが決まっているが」と前置きして住民説明会の案内を行った。

さて、令和5年度高知県新事業チャレンジ支援事業費補助金の交付事務について、Bは、産業振興センターに令和5年8月4日までに産業廃棄物中間処理事業用の焼却炉建築を内容とした補助金を交付申請した後、同年9月3日の段階で当該焼却炉を自家処理用に用途を変更し、県環境対策課に処理フロー計画を提出している。

（※Bの偽計行為は、補助金申請に関する誓約書違反3号証3-4）

こうした状況にも拘らず、産業振興センターは、同年9月27日、補助申請どおり中間処理事業用施設として事業採択した。

Bが自家処理用施設だと風評したのが煙突の立つ同年

12月頃であるから、少なくとも、この期間中においては、産業振興センターの事業採択や補助金の支出は出来ない状況にあった。

産業振興センターの指導機関である県工業振興課は、廃棄物処理業の許認可が条件となるBの事業採択手続きを県環境対策課との密な連携を行うのが当然であるが、高知県補助金交付規則第9条の規定による「施設の他の用途への使用禁止」、第10条の「状況報告、調査及び指示」及び第13条の「是正指示」（※1）並びに第19条の「目的外使用に関する知事の承認」等の事務手続きに所要の対応措置も採らず、漫然と補助金交付事務を進めていた。

更に同課は、Bの中間処理業許可が出ない場合に備えて、産業振興センターが発する補助金確定通知書に補助金返還条件を付加しなかったことも、また同様である。

（※2）

以上のことから、県工業振興課は、高知県補助金交付規則に基づいた適正な予算執行を怠っていたと言わざるを得ない。

（※1）4号証①の「知事の承認に関する一切の書類」の解釈について、

県知事承認の可否の過程において、当然、報告、調査、指示等の経過を踏まなければ承認可否の決定ができないため、これらの書類が全く無いのは「状況報告、調査等」が無かった所以である。

（※2）4号証④の「補助金確定通知書に補助金返還条件の付加」について

未だ廃棄物処理業の申請や許可が出ていない中で、許可に条件を付加しない判断はあり得ない。

このことは、産業振興センターに対する工業振興課の指導が如何に杜撰だったかが明白である。

（3） 事実を証する書面

- ア 産業廃棄物処理施設の設置等に係る事前協議書
- イ 公文書部分開示決定通知書（2件）
- ウ 「土佐市での廃棄物処理施設建設について」
- エ 公文書不存在決定通知書
- オ 補助金交付決定通知書 ほか

第2 請求の受理

本件住民監査請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する要件を具備しているものと認め、受理することとした。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容から、本件補助金の支出が違法又は不当であるか、また、本件補助金を県に返還させる必要があるかを監査対象とした。

2 監査対象部局

令和5年度高知県新事業チャレンジ支援事業費補助金を所管している高知県商工労働部工業振興課（以下「工業振興課」という。）及び廃棄物の処理を所管している高知県林業振興・環境部環境対策課（以下「環境対策課」という。）を監査対象部局とした。

3 証拠の提出及び陳述

(1) 請求人の陳述

令和7年1月31日、法第242条第7項の定めるところにより、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

また、法第242条第8項の定めるところにより、関係職員として、工業振興課及び環境対策課の職員6名を立ち会わせた。

請求人は、措置請求書を補充する証拠として、陳述書を提出した。

請求人の陳述の概要は、以下のとおりであった。

ア Bの事業内容について、高知県新事業チャレンジ支援事業費補助金の交付目的への適合性に疑念を持つ。

イ Bへの補助金の交付、口座振り込みには、不適切な手続がある。

ウ Bは、不十分な同意書を作成している。

エ Bは、高知県新事業チャレンジ支援事業費補助金申請に関する誓約書兼同意書の提出後に事業内容を大きく変えており、契約違反である。

(2) 監査対象部局の陳述

同日、監査対象部局である工業振興課及び環境対策課

に対し陳述の機会を設けたが、両課はいずれも陳述を希望しなかったことから、陳述は実施しなかった。

4 監査の実施

工業振興課及び環境対策課から関係書類の提出を受け、本件補助金に係るBの交付申請、本件補助金の交付、焼却炉2基（以下「本件施設」という。）の使用状況等について確認するとともに、令和7年2月18日に聴取を行った。聴取の概要は、以下のとおりであった。

(1) 工業振興課

ア センターにおいては、外部有識者を含めた5名の審査員により、書面及びプレゼンテーションによる審査を実施し、一定の点数をクリアした事業者について予算の範囲内で上位の点数の者から採択し、交付決定を行っている。

イ Bの補助金交付申請書に添付された事業計画の内容は、認定経営革新等支援機関である金融機関が確認している。

ウ 本件について、当課は、センター及び環境対策課と連携し、状況を把握している。

エ 今回の補助金上の「新事業」は、産業廃棄物の中間処理事業（以下「中間処理事業」という。）であると考えている。

オ 現時点において、本件施設は中間処理事業に使用されており、自家処理（自らの事業活動に伴って生じた廃棄物を自ら処分することをいう。以下同じ。）には使用されていない。

カ 補助金等に係る財産処分承認基準（以下「承認基準」という。）において、「本来の事業に支障を及ぼさない範囲で一時的に他用途に使用する場合は、財産処分に該当せず、手続は不要である」とされている。

本案件に当てはめれば、中間処理事業に支障がない範囲で自家処理のために本件施設を使用することは一定認められており、財産処分の手続は必要ないと整理している。

キ 今回の補助金は、コロナや物価高騰等により経済的な影響を受けた事業者が業績の回復等を図ることを支援する目的のものであり、公益上必要がある補助金であると考えている。

(2) 環境対策課

工業振興課とは、必要な情報共有を行っており、連携して対応している。

第4 監査の結果

1 事実関係の確認

監査対象部局に対する監査の結果、確認した事実は、次のとおりである。

(1) 本件補助金に関する規則、要綱等について

ア 高知県補助金等交付規則（昭和43年規則第7号。以下「交付規則」という。）は、県が交付する補助金等に係る予算の執行の適正を期することを目的として、補助金等の交付に関し基本的な事項を定めている。

高知県新事業チャレンジ支援事業費補助金は、県が交付する補助金であるから、交付規則の適用を受ける。

イ 県は高知県新事業チャレンジ支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）により、センターは令和5年度高知県新事業チャレンジ支援事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という。）により、それぞれ高知県新事業チャレンジ支援事業費補助金の交付に関し必要な事項を定めている。

ウ 「補助金等に係る財産処分について（平成20年11月28日高財政第210号副知事通知）」は、交付規則第19条第1項に規定する補助対象財産の処分の制限に関し、承認基準を設けている。

(2) 本件補助金の支出に関する経緯について

ア 令和5年8月4日、Bは、令和5年度高知県新事業チャレンジ支援事業費補助金交付申請書をセンターに提出し、本件補助金の交付を申請した。

イ 令和5年9月27日、センターは、本件補助金の交付決定をBに通知した。

ウ 令和6年1月19日、センターは、交付決定を受けた補助金のうち219,345,000円について県に概算払を請求し、県は、当該請求に係る支出命令書を作成した（センターへの支払日は令和6年1月31日）。

なお、本件補助金は、上記219,345,000円に含まれている。

- エ 令和6年1月25日、Bは、本件補助金に係る補助事業実績報告書をセンターに提出した（センターの受付日は令和6年2月14日）。
- オ 令和6年3月5日、センターは、本件補助金に係る額の確定をBに通知した。
- カ 令和6年3月8日、センターは、本件補助金をBに支出した。

(3) 本件補助金の交付申請から決定までについて

- ア 本件補助金に係るBの交付申請書には、原油・物価高騰を受け売上高が5パーセント以上減少したこと、新たに中間処理事業に参入すること、そのために新たに本件施設を導入すること、また、新規事業である中間処理事業は既存事業と顧客が異なることが記載されている。
- イ Bの交付申請書に添付された事業計画については、認定経営革新等支援機関である金融機関が内容を確認している。
- ウ センターにおいては、外部有識者を中心とした5名の審査員が、製品・サービスの新規性、市場性、実現可能性、事業成果及び費用対効果の妥当性等について、書面及びプレゼンテーションによる審査を実施した上で、交付決定を行っている。
- エ 工業振興課は、センター及び環境対策課と連携し、情報を共有している。
- オ 補助金の返還に関する条件は、交付規則、交付要綱及び交付要領にそれぞれ規定されている。
- カ Bは、令和6年10月9日に中間処理事業に係る許可を受け、現在中間処理事業を実施している。

(4) 本件施設の使用状況について

- ア 交付規則第19条は財産の処分の制限について定めており、第1項には、補助事業者は、知事の承認を受けないで、補助事業により取得した財産を補助金の交付の目的に反して使用してはならない旨の規定がある。
- イ 承認基準においては、「施設の業務時間外の時間帯や休日を利用し、本来の事業に支障を及ぼさない範囲で一時的に他用途に使用する場合は、財産処分に該当せず、手続は不要である」とされている。

ウ Bは、令和6年10月9日に中間処理事業に係る許可を受け、中間処理事業を実施しており、現在は本件施設を自家処理のために使用していない。

2 判断

(1) 中間処理事業の許可に関連する事項について

請求人は、Bの高知県産業廃棄物処理指導要綱の規定への対応等、Bに対する中間処理事業の許可に関連する事項について種々主張する。

しかしながら、住民監査請求は普通地方公共団体における財務会計上の行為又は怠る事実を対象としており、中間処理事業の許可に関連する事項は県の財務会計上の行為や怠る事実には該当しないため、住民監査請求の対象とはならない。

(2) 本件補助金の交付申請から決定までについて

請求人は、工業振興課が交付規則に定める所要の対応措置をとらず漫然と補助金交付事務を進めた、また、センターが発する補助金交付決定通知書（請求人は「補助金確定通知書」としている。）に補助金返還条件を付加させなかったとして、交付規則に基づいた適正な予算執行を怠っていた旨主張する。

しかしながら、上記1(3)により、本件補助金に係るBの交付申請は交付要綱第3条第2項に定める要件及び市場の新規性要件を満たしていることや、センターにおける審査及び交付決定は適切に行われていることが認められる。

加えて、高知県新事業チャレンジ支援事業費補助金は、設備投資を支援するための補助金であり、事業者が設備を設置する前に補助金の交付決定を受けるものであること、また、中間処理事業を実施しようとする場合、まず事業に使用する施設を設置し、その後事業の許可申請を行うものであることからすれば、Bが中間処理事業の許可を受ける前に、本件施設の導入のため本件補助金の交付決定を受けることに問題はない。

したがって、センターが本件補助金の交付を決定したことに違法又は不当な点はなく、工業振興課がセンターに対して交付規則に定める状況報告、調査、指示等特段の措置をとる必要もなかったものと認められる。

また、補助金の返還に関する条件をあえて補助金交付決定通知書に記載する必要性は認められないことや、工業振興課がセンター及び環境対策課と連携し、情報を共有していることからすれば、工業振興課が交付規則に基づいた適正な予算執行を怠っていたとは認められない。

(3) 本件施設の使用状況について

請求人は、Bが本件施設の用途を自家処理用に変更した、また、交付規則第19条に定める高知県知事（以下「知事」という。）の承認はなされていない旨主張する。

しかしながら、上記1(4)により、Bがこれまでに自家処理を行っていたとしても、当該自家処理は財産処分に該当せず、知事の承認に係る手続は不要であると解される。

よって、本件補助金について、知事が補助金の交付決定を取り消す要件に該当するとは認められない。

3 結論

以上のことから、本件補助金の県への返還を求める請求人の主張には理由がない。

よって、本件措置請求を棄却する。

第5 知事に対する意見

今回の監査を通じて、監査委員としての意見を述べる。

監査結果のとおり、本件補助金の交付に違法又は不当な点はないが、周辺住民が本件施設に不安を持っていることも考慮し、Bの中間処理事業について、センターを通じ事業計画を踏まえた進捗管理を実施されたい。